

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,067人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,049人</u> とする。 2 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。